部门の寸が定

ここでは、既に決定した合併協定項目のうち 特に住民の皆様に身近な事項を取り上げ、ご紹 介します。

※ 「新市のすがた」では、合併協議会での決定内容が、そのまま新市において条例として定められること等を前提として作成しています。

上水道等・下水道等

上水道・簡易水道

○ 基本的使用料(基本使用料+超過使用料) 合併後も、当分の間(5年以内)は、現行と変わりません。

合併後、料金の統一化に向けて、審議会に諮り調整されます。

【現在の基本使用料(月額)】消費税別

◇上 水 道 園部町 1,300円 (10m³まで) 八木町 1,600円 (8m³まで)

◇簡易水道 園部町 1,300円 (10 m³まで) 八木町 1,300 · 1,800円 (8 m³まで)

日吉町 2,000円 (10㎡まで) 美山町 2,000円 (10㎡まで)

○ 新規給水分担金

合併時に次のとおり統一されます。(上水道・簡易水道・飲料水供給施設共通)

□ 径 13ミリ 105,000円 口 径 20ミリ 189,000円 30ミリ 25ミリ 231,000円 11 315,000円 50ミリ 924.000円 40ミリ 577,500円 11 / 100ミリ以上 別途決定 75ミリ 2,100,000円 金額は消費税込み

下水道等

○ 基本的使用料(基本使用料+超過使用料)

合併後も、当分の間(5年以内)は、現行と変わりません。 合併後、料金の統一化に向けて、審議会に諮り調整されます。

【現在の基本使用料(月額)】消費税別

園部町 1,500円 (10㎡まで) 八木町 1,360円 (8㎡まで)

日吉町 1,000円+100円×m³数 (30m³まで)

美山町 3,000円+300円×住居者数 (一般家庭の場合)

〇 受益者分担金

公共下水道受益者負担金、特定環境保全公共下水道受益者分担金、農業集落排水事業分担金については、合併後も、当分の間(5年以内)は、現行と変わりません。 各町の継続事業の完了後に、新規加入分担金として統一されます。